

陳　述　書

千葉地方裁判所民事第3部　御中

2008年6月24日
原告　市東孝雄

前回の裁判で、千葉県は「南台41-9」の土地について、「賃借地でないとするなら、訴えの利益がない」などと主張し、裁判長も同様のことを言いました。私はこうした態度が、がまんできません。

空港会社は、私の賃借地が「41-8と9」だと勝手に決めつけています。そして契約解除を県に申請し、千葉県はまともに調べもせずに許可しました。しかし「41-9」の畠を耕したことは一度もありません。契約地ではないのです。だから申請書自体が間違っています。よって決定は無効だと主張しているのです。

「賃借地でない」というのは「訴えの利益がない」どころか、おおあります。

そもそも、私の畠がどこかというなら、それは「41-8」を含む、現に耕作している畠が全部、賃借地です。私の賃借地について、耕作してもいい「41-9」の土地と、「41-8」だけだとする空港会社と県は、始めから大きく間違っています。

私も私の親父も、ずっと、そう思って耕してきました。そのように言うのも、あの「南台41」は、昭和の初めに地主の藤崎が宮内省から払い下げられた土地ですが、それ以前の大正期に、私の祖父の市太郎が原野を畠にした土地だからです。以後、代々うちが耕してきました。戦後の農地解放で自作地となるべき畠でしたが、手続きが適正になされず、小作地として残されました。

一時、石橋政次の求めによって、耕作場所を一部交換したことがあります、私の耕作地は古くから一貫しています。「41-8」とか「41-9」は、後から勝手に分筆したものです。

「畠を明け渡せ」と、突然言われたのは、いまから5年前の2003年12月のことです。それも、地主だとは思ってもみなかった空港公団からでした。

その時から数えて15年も前に、空港公団が藤崎から底地を買ったなど、まったく知らされていませんでした。

空港会社は藤崎と共に謀して、親父に秘密で土地を買い、親父と私から地代をだまし取ってきました。もちろん、耕作場所が違うなどとは一言も言うことはなかったのです。

私ども親子は、誠実に畑を耕し、農地を農地として守り続け、地代も滞ることなく払い続けてきました。「不法耕作」などと言われる筋合いはまったくないのでした。

私は、あらためて強く主張します。私が現在、耕している畑のすべてが、私の賃借地です。これを明らかにし、空港会社の違法・不当を問い合わせ、知事決定の取り消しを求めます。

裁判長は、決して一方に偏ることのないよう、強く要望します。

以上